

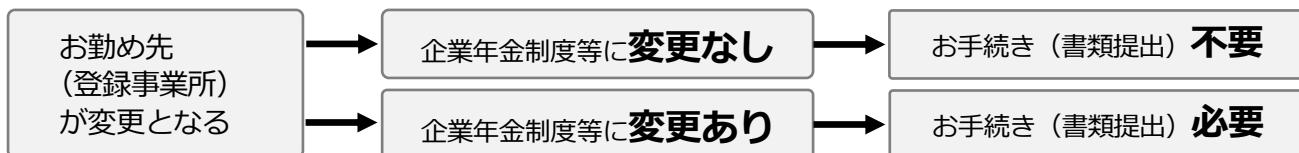
## お勤め先（事業所）等の届出事項変更時のお手続きについてのご案内

### 制度改正（2024年12月実施）以降のお手続きについて

制度改正に伴い、第2号加入者（会社員等、公務員等）の皆さまに届け出いただいておりますお勤め先（事業所）の変更手続が次のとおり変更となります。

改正前（2024年11月まで）	改正後（2024年12月以降）
転職や他の事業所へ転籍した場合あるいは事業所が合併した場合等に届け出る。	転職や他の事業所へ転籍、あるいは事業所が合併し、 <b>加入している企業年金制度に変更があった場合</b> に届け出る。

#### ▼お手続き書類のご提出要否



※ご転職等に伴いお勤め先（事業所）が変更となり、**企業年金制度の加入状況が変更となった場合は、お手続き（書類提出）が必要となります。**

### 制度改正以降のご留意事項

- [1] 改正後は、転職等でお勤め先（事業所）に変更があっても、加入する企業年金制度等に変更がない場合は、届出手続は不要となります。  
▶第2号加入者として変更届出が必要となる事項は、後掲【ご参考】をご参照ください。
- [2] 企業年金制度等の加入状況・コードの体系が変更となります。詳細は、以下の説明をご確認ください。

#### 【制度改正に伴う企業年金制度等の加入状況・コードの変更】

改正前（2024年11月まで）		改正後（2024年12月以降）		区分
コード	加入状況	コード	加入状況	
0 0	企業年金制度に加入していない（制度がない）	0 0	企業年金制度に加入していない（制度がない）	A
1 0	企業型確定拠出年金（企業型DC）のみ	0 1	企業型DCのみ または 企業型DCおよび確定給付型の企業年金 ※確定給付型の企業年金 厚生年金基金、確定給付企業年金（DB）、石炭 鉱業年金基金	B
1 1	企業型DCおよび厚生年金基金			
1 2	企業型DCおよび確定給付企業年金			
1 6	企業型DCおよび石炭鉱業年金基金			
1 3	厚生年金基金	0 2	確定給付型の企業年金のみ	C
1 4	確定給付企業年金			
1 5	石炭鉱業年金基金			
5 0	国家公務員共済組合（長期）	5 0	国家公務員共済組合（長期）	D
5 1	地方公務員共済組合（長期）	5 1	地方公務員共済組合（長期）	E
5 2	私立学校教職員共済制度（長期）	5 2	私立学校教職員共済制度（長期）	F
5 3	企業型DCおよび私立学校教職員共済制度（長期）	5 3	企業型DCおよび私立学校教職員共済制度（長期）	G

- 制度改正後は、上表の区分（A～G）が相互に変更となる場合のみ、届出手続が必要となります。
- 企業年金制度等に変更がないお勤め先（事業所）の変更は、届出手続不要です。

▼ご加入者によるお手続（届出）が必要となる企業年金制度の変更は次のとおりです。

同一区分内の変更の場合以外は届出が必要となります。

[○：手続必要 ×：手続不要 【 】内は加入状況コード]

		変更後の区分						
		A 【00】	B 【01】	C 【02】	D 【50】	E 【51】	F 【52】	G 【53】
変更前の区分	A 【00】	×	○	○	○	○	○	○
	B 【01】	○	×	○	○	○	○	○
	C 【02】	○	○	×	○	○	○	○
	D 【50】	○	○	○	×	○	○	○
	E 【51】	○	○	○	○	×	○	○
	F 【52】	○	○	○	○	○	×	○
	G 【53】	○	○	○	○	○	○	×

【ご参考】第2号加入者として変更届出が必要となる場合

下表の届出内容に該当する場合は、変更手続を行ってください。

届出内容	届出書類
氏名変更	加入者登録情報変更届 (第2号被保険者用)
住所・連絡先・電話番号変更	
被保険者種別（第2号以外から第2号へ）変更	
勤務先の出企業年金制度等の加入状況変更	
掛金納付方法（事業主払込・個人払込）・掛金引落口座情報の変更	
掛金額区分（毎月定額納付・納付月と金額を指定して納付）・掛金額の変更	
i D e C o 加入者の資格を喪失する場合	加入者資格喪失届

以上